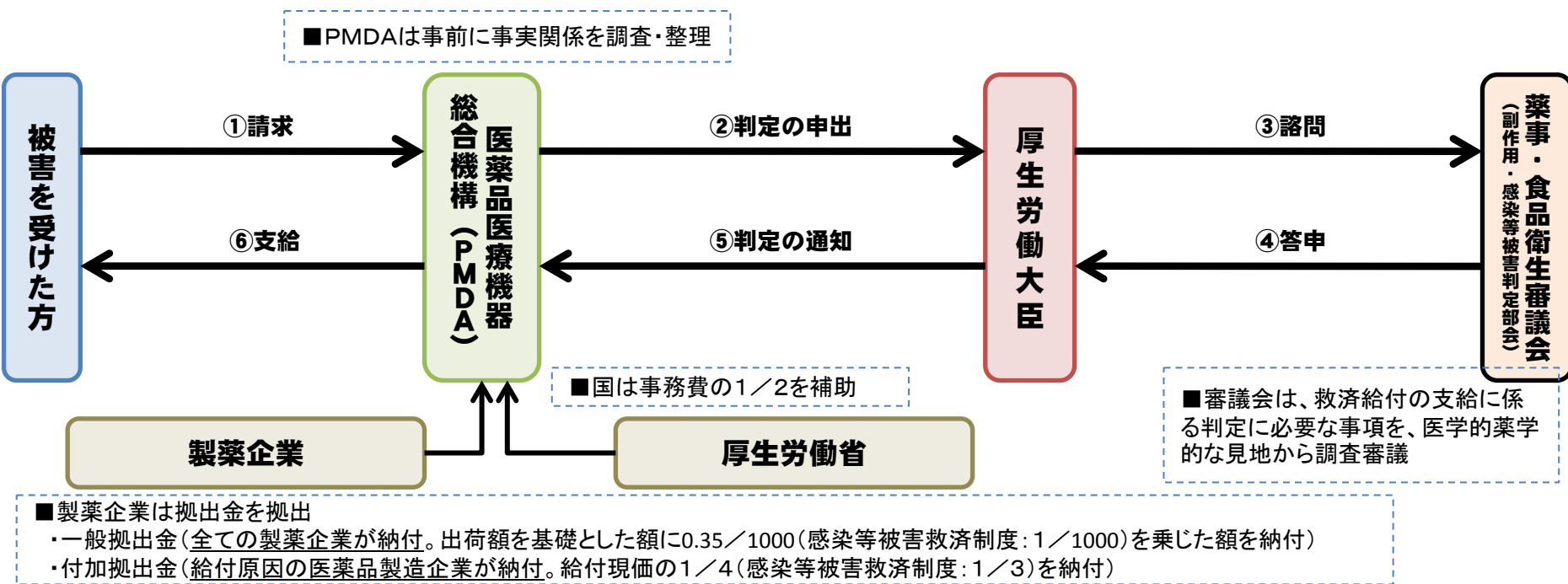


1. 医薬品副作用被害救済制度等の仕組み

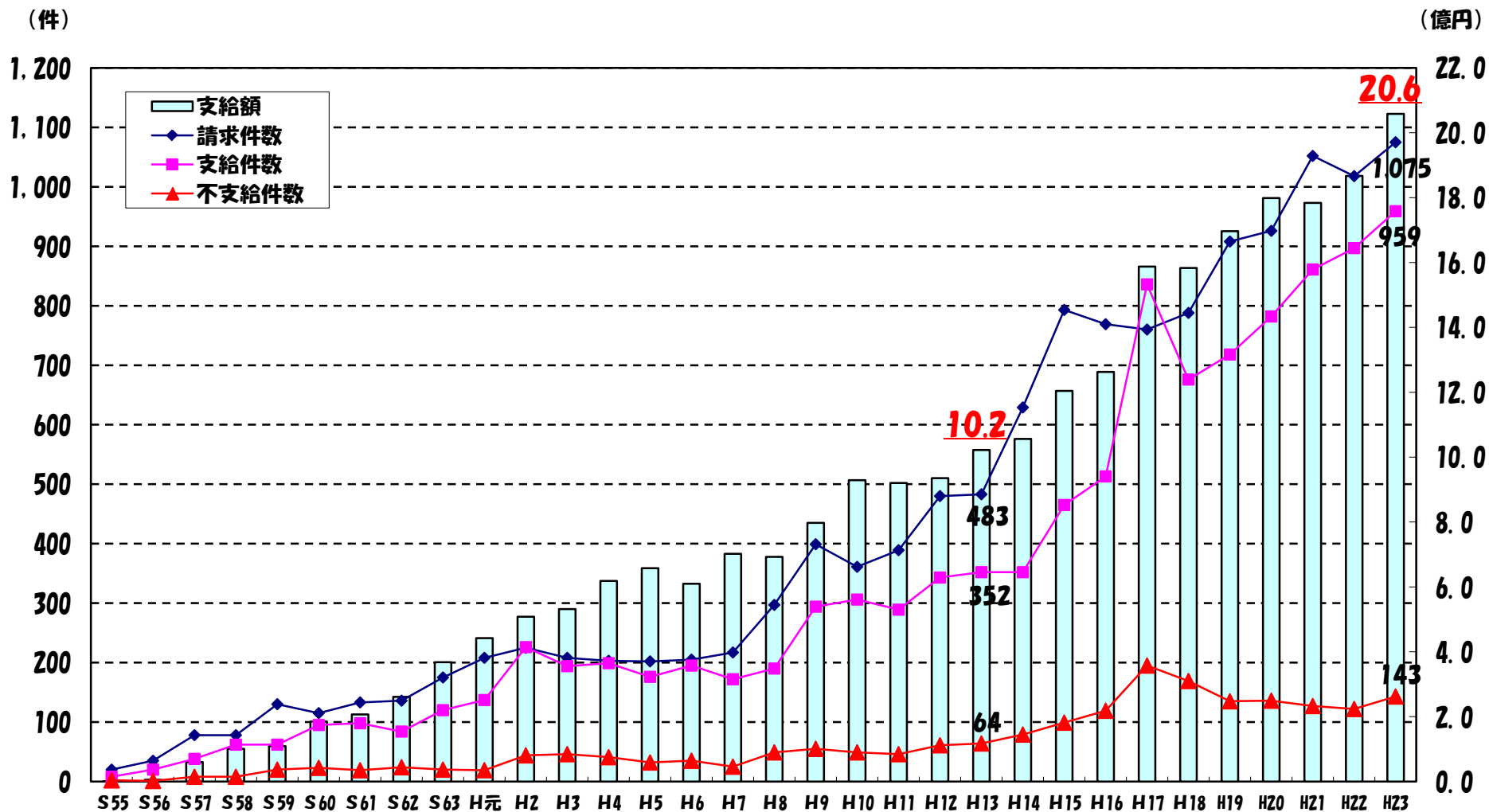
- 医薬品や生物由来製品は、最新の科学的知見に基づいて安全対策が講じられ、使用に当たって万全の注意が払われたとしても、副作用や感染等による被害を完全になくすことはできない。
- (独)医薬品医療機器総合機構では、迅速な救済を図ることを目的として、医薬品等が適正に使用されたにもかかわらず、医薬品の副作用等によって健康被害を受けた方に対して、医療費や障害年金などの救済給付を支給。(医薬品副作用被害救済制度・生物由来製品感染等被害救済制度)
- 製薬企業の社会的責任に基づく仕組みであり、製薬企業からの拠出金を財源。



3. 給付件数・請求件数の推移

○ 請求件数等は制度開始(昭和55年～)以降、増加。

- ・ 平成23年度の請求件数は10年前(483件)から2倍超(1075件)に増加。
- ・ 給付総額も10年前(10.2億円)からほぼ2倍(20.6億円)に増加。



4. C型肝炎救済特別措置法について

(1) 支給対象者とその認定

- 支給対象者は、獲得性の傷病について特定フィブリノゲン製剤又は特定血液凝固第IX因子製剤の投与を受けたことによって、C型肝炎ウイルスに感染した者及びその相続人
- 製剤投与の事実、因果関係の有無、症状は、裁判所が認定

(2) 給付内容

- 症状に応じて次に定める一時金
 - ・ 慢性C型肝炎の進行による肝硬変・肝がん・死亡 4,000万円
 - ・ 慢性C型肝炎 2,000万円
 - ・ 上記以外（無症候性キャリア） 1,200万円
- 給付金の支給を受けた後20年以内に症状が進行した場合、その症状に応じた一時金と既に受領した一時金との差額を支給
 - ※ 平成24年9月14日にC型肝炎救済特別措置法が改正され、追加給付金の支給対象者は、当該給付金の支給を受けた日後20年以内に症状が進行した場合となった。

(3) 請求期間

- 給付金の請求は、法施行（平成20年1月16日）後10年以内。（平成30年1月15日迄）
 - （注）法施行後10年以内に訴えの提起又は和解・調停の申立てを行い、法施行後10年以降に判決が確定又は和解・調停が成立した場合には、当該確定日又は成立日から1月以内
 - ※ 平成24年9月14日に本法が改正され、給付金の請求期限が5年間延長となった。
- 追加給付金の請求は、症状が進行したことを知った日から3年以内

(4) 支給事務

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

(5) 費用負担

- 給付金の支給に要する費用の国と企業の負担割合は、製剤と製剤の投与時期により区分

【特定フィブリノゲン製剤】

昭和60年8月21日～昭和62年4月21日 企業10／10

昭和62年4月22日～昭和63年6月23日 国1／3、企業2／3

上記以外の期間 国10／10

【特定血液凝固第Ⅸ因子製剤】

昭和58年12月31日まで 国10／10

昭和59年1月1日以降 企業10／10

(6) その他

- 政府は、医療機関による本件製剤の投与を受けた者の確認の促進、被投与者への検査の呼びかけに努めるとともに、本法の内容の周知を図る。
- 給付金等の請求期限については、施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。
- 政府は、C型肝炎ウイルスの感染被害者が安心して暮らせるよう、肝炎医療の提供体制の整備、肝炎医療に係る研究の推進等必要な措置を講ずるよう努める。

5. スモン対策について

(1) 経過

- ① 昭和30年代から腸疾患加療中に神経炎症状や下半身麻痺症状を併発した原因不明の疾病（スモン＝亜急性脊髄視神経症）が発生。その後、キノホルム剤（整腸剤）が原因であると判明し、昭和45年9月に発売中止の措置。
- ② スモン訴訟は、昭和46年以降、27地裁で製薬企業3社及び国に対し提訴されたが、昭和54年9月全面和解成立。
- ③ 患者数は、6,490人。

現在の生存患者は1,765人 [平均年齢79.5歳]

(平成25年1月末現在：健康管理手当受給者数)

(2) スモン関連施策等の概要

① 和解に基づく金銭給付

和解一時金（420万～4,700万円）の支給 [企業 2/3、国 1/3]

健康管理手当（月額42,700円）の支給 [企業負担]

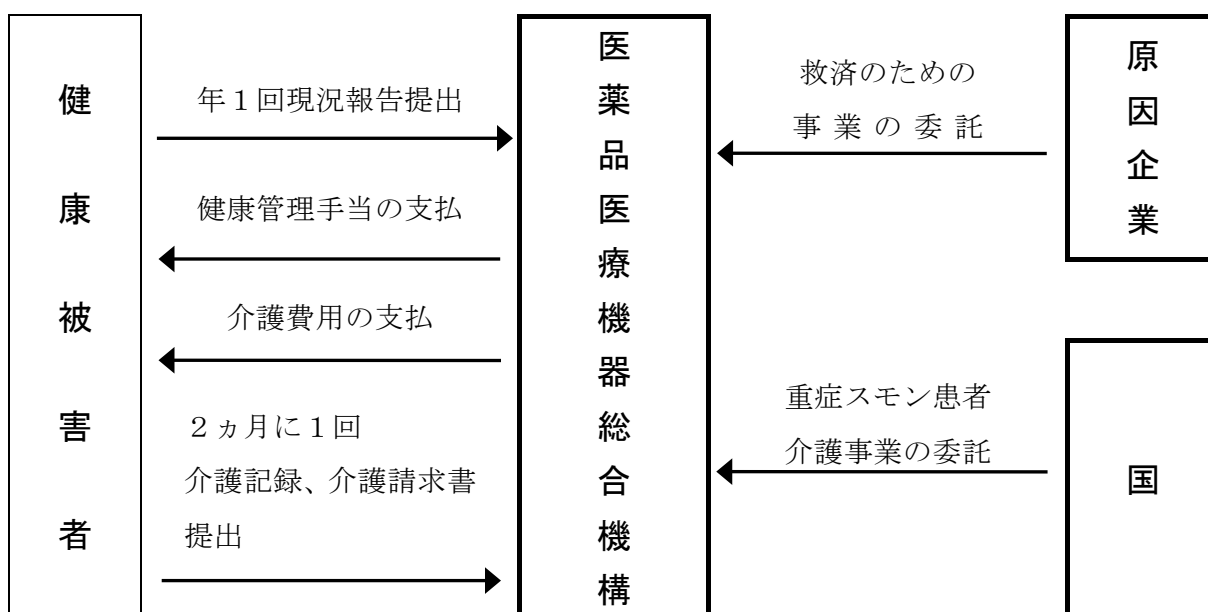
介護費用の支給

・重症者：月額 48,130円 [国負担]

・超重症者：月額 92,800円 [企業負担]

・超々重症者：月額 154,400円 [企業負担]

症度区分	障害の程度		支払月額及び支払対象者数	
			健康管理手当	介護費用
症度Ⅰ	日常生活に高度の障害があると考えられる者		受給者全員に対して支払う。	
症度Ⅱ	症度Ⅰと症度Ⅲの中間程度の者			
症度Ⅲ	重症者	日常生活に高度の障害があり、介護を要する者で、超重症者、超々重症者でない者		
	超重症者	次のいずれかに該当する者 1. 失明者又はこれに準ずる者 2. 歩行不能者又はこれに準ずる者 3. 視力障害と歩行困難があいまってその症状の程度が1.又は2.と同視される者	(企業負担) 42,700円 1,765人	
	超々重症者	上記1.、2.の両方に該当する者	(企業負担) 92,800円 142人	
				154,400円 38人



② 特定疾患治療研究事業

- ・医療費（自己負担分）について、全額公費負担（昭和48年度～）
- ・はり、きゅう及びマッサージについて、はり等治療費として、月7回を限度として費用の一部を補助（昭和53年度～）

③ 難治性疾患克服研究事業

- ・スモン調査研究班によるスモンに関する調査・研究
(主任研究者及び分担研究者75名で構成（昭和47年度～）)

④ 難病特別対策推進事業

- ・ホームヘルパーの派遣、短期入所、日常生活用具給付など日常支援の実施
(難病患者等居宅生活支援事業：平成8年度～)
- ・電話等による相談、患者会などの交流促進、就労支援など相談支援の実施
(難病相談・支援センター事業：平成15年度～)
- ・保健所を中心に、患者ごとの在宅療養支援計画の策定、訪問相談、医療相談、訪問指導（診療）など地域の実情に応じて実施
(難病患者地域支援対策推進事業：平成15年度～)

⑤ その他

- ・独立行政法人国立病院機構宇多野病院等におけるスモン治療体制の確保
- ・身体障害者対策としての各種援護措置等

3. スモン患者団体

○スモンの会全国連絡協議会（ス全協）	議長代理	中西 正弘（京都府）
○スモン連絡協議会（ス連協）	代 表	前島 光男（愛知県）
○スモン全国会議（全国会議）	議 長	稲垣 恵子（北海道）

(資料 I)

スモン手帳の配布について (依頼)

平成24年7月2日 薬食総発0702第2号
都道府県衛生主管部 (局) 長 宛
厚生労働省医薬食品局総務課長 通知

平素より薬事行政の推進について、御協力を賜り感謝申し上げます。

標記については、「スモン手帳及びスモンの相談窓口について (依頼)」 (平成24年4月10日付け厚生労働省医薬食品局総務課長通知) で依頼したところですが、別添の内容でスモン手帳を作成することとしております。

スモン患者への手帳の配布は、和解済のスモン患者に対しては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の協力を得て、厚生労働省から11月頃を目途に直接本人に送付する予定ですが、都道府県が実施する特定疾患治療研究事業の対象となっているスモン患者の中には、訴訟を提起せず和解していないスモン患者がいるため、特定疾患治療研究事業の更新手続き (新しい受給者証の配布時など) の際に、別紙通知をスモン患者に配布し、スモン手帳の配布について周知をしていただくよう御協力をお願いします。

また、担当職員及び貴管内市町村等関係機関にもその内容を周知していただき、スモン患者から問い合わせ等があった場合には、適切に対応していただくようお願いいたします。

本通知に関する問い合わせ先
厚生労働省医薬食品局総務課
医薬品副作用被害対策室
03-3595-2400 (直通)

※別紙は省略

(別添)

※ この別添は、通知に添付したものと形式が異なっていますが、記載内容は同じです。



スモン手帳

厚生労働省

スモン患者の皆様へ

キノホルム(整腸剤)により健康被害を受け、長期に亘っての苦しい闘病生活を送られている皆様にお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げます。

厚生労働省としては、裁判所から指摘された重大な責任を深く自覚、反省し、これを戒めとして、悲惨な被害が二度と繰り返されないよう、医薬品の安全性と有効性の確保に最善の努力を重ね、今後も被害者の恒久対策の充実のために努めていきます。

スモン訴訟の和解から30年以上が経過し、治療法もないままに高齢化の一途をたどる皆様の日々の暮らしに、医療のほか福祉や介護等、多様なサービスや支援はますます必要となっています。

この手帳には、これまで厚生労働省が都道府県に通知してきた内容など、スモン患者の皆様が利用できる主な制度を掲載しています。これを通して関係機関のご理解、ご協力をいただき、皆様の苦しみが少しでもやわらぎ、今後の安定した療養生活にお役に立てていただけるよう、スモン手帳を発行します。

平成24年7月31日

厚生労働大臣 小宮山 洋子

薬害スモンとは

スモン（SMON）とは、整腸剤キノホルムの副作用による薬害で「亜急性脊髄・視神経・末梢神経障害（Subacute Myelo-Optico-Neuropathy）」の略です。

主症状は視覚、感覚、運動障害ですが、このほか中枢神経及び末梢神経が冒されることにより様々な症状が全身に幅広く併発する疾患であることが認められています。

日本においては、昭和30年頃から昭和45年にかけて、しびれ、痛み、冷感等を伴った身体麻痺や視神経障害等の健康被害が多発し、昭和45年までに、11,000余の国民が薬害スモンに冒されました。

昭和46年から、国や製薬会社を被告として訴訟が提起され、その後も全国各地で訴訟が相次ぎましたが、国と製薬会社の法的責任、スモンとキノホルムの因果関係が判決を通して認められ、昭和54年9月、原告であるスモン患者と、国、製薬会社の和解が成立し、確認書が交わされました。

スモン患者が利用できる制度

はじめに

スモンは難病に指定されていますが、他の疾患と異なり、訴訟を通して国、製薬会社が責任を認めた薬害です。和解確認書調印時（昭和54年9月15日）、国はその後の恒久対策について患者団体と協議し、責任をもって進めていくことを約束しました。

しかし、その後長い年月が過ぎ、スモンの社会的風化が進むとともに、スモン患者の高齢化や制度改正など社会の変革により、患者の療養生活に困難を来すようになりました。そこで医療、福祉及び介護など各種サービスを患者の必要性に応じて適切に利用出来るように、この手帳に「スモン患者の利用できる主な制度」を記載しました。この手帳の作成趣旨について、関係機関の皆様のご理解とご協力をお願いします。

1. 医療について

(1) 特定疾患治療研究事業におけるスモンの取扱いについて

- ① スモン（SMON）は整腸剤キノホルムの副作用による薬害で、「亜急性脊髄・視神経・末梢神経障害」の略です。主症状は視覚、感覚、運動障害ですが、このほか中枢神経及び末梢神経が冒されることによる様々な症状が全身に幅広く併発する疾患であることが認められています。

【症状】

神経症状（下肢の異常知覚、自律神経障害、頑固な腹部症状等）をはじめとして、循環器系及び泌尿器系の疾病のほか、骨折、白内障、振戦、高血圧、慢性疼痛、めまい、不眠、膝関節痛、腰痛など、歯科疾患を含め、今なお、全身に様々な症状が幅広く併発することから、診療・治療に当たってはスモンによる影響を十分配慮することが必要となっている。

※症状の例示であって、スモンの全ての症状を記載しているものではない。

- ② スモン患者に対する医療費については、スモンの患者救済対策の観点から、特定疾患治療研究事業の対象として、医療費の自己負担分を公費負担（補助率；10/10）としています。
- ③ 薬害の被害者であるスモン患者であることをご理解のうえ、スモン患者に対する特定疾患治療研究事業の適用をお願いします。

<問い合わせ窓口>

各都道府県難病担当主管課

厚生労働省医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室 (TEL 03-3595-2400)

(2) スモンに関する診療報酬上の対応

診療報酬上、スモンの患者に対しては、その特性から、

- ① 長期入院ができる体制が整った療養病棟において医療区分3の対象としています。
- ② 難病に対する加算の対象としています。
- ③ 在宅における訪問診療・訪問看護の特別な対応の対象とすること等の配慮を行っています。

※ スモンに関する診療報酬上の対応 (平成24年4月1日現在; 1点は10円)

・医療区分3 <対象>スモン等

療養病棟入院基本料1

【算定要件】20:1配置

	医療区分1	医療区分2	医療区分3
ADL 区分3	945	1,380	<u>1,769</u>
ADL 区分2	898	1,353	<u>1,716</u>
ADL 区分1	796	1,202	<u>1,435</u>

療養病棟入院基本料2

【算定要件】25:1配置

	医療区分1	医療区分2	医療区分3
ADL 区分3	882	1,317	<u>1,706</u>
ADL 区分2	835	1,290	<u>1,653</u>
ADL 区分1	733	1,139	<u>1,372</u>

(単位:点)

- ・難病患者等入院診療加算 (1日につき250点) <対象>スモン等
- ・特殊疾患入院施設管理加算 (1日につき350点) <対象>スモン等
- ・特殊疾患入院医療管理料 (1日につき1,954点) <対象>神経難病等 (スモン等)
- ・特殊疾患病棟入院料 (1日につき入院料1:1,954点/入院料2:1,581点)

<対象>神経難病等 (スモン等)

- ・難病外来指導管理料 (1月につき270点) <対象>スモン等
- ・在宅患者訪問診療料 (1日につき830点)

<特例内容>原則週3回を限度とするが、厚生労働大臣が定める疾患は除く。

<厚生労働大臣が定める疾病>スモン等

- ・難病患者リハビリテーション料】(1日につき640点) <対象>スモン等
- ・高気圧酸素治療2 (1日につき200点) <対象>スモン等

<問い合わせ窓口>

各地方厚生(支)局指導監査課又は各地方厚生(支)局都道府県事務所

厚生労働省保険局医療課

(3) 患者団体からの入院希望があった場合、関係医療機関に紹介を行います。

※「自治体病院におけるスモン患者の診療について」（昭和 53 年 8 月 2 日付け厚生省医務局指導助成課長通知）（参考資料 2 を参照）

<問い合わせ窓口>

厚生労働省医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室

2. はり、きゅう及びマッサージによる治療費について

はり、きゅう及びマッサージ治療の施術費について月 7 回を限度とし、その費用の全額を公費負担として補助しています。

（昭和 53 年 11 月 21 日付け薬発第 1527 号「スモン総合対策について」6 局長連名通知の別紙 2「スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業実施要綱」）

<問い合わせ窓口>

各都道府県難病担当主管課、厚生労働省健康局疾病対策課

3. スモンに関する調査研究班による調査・研究事業について

スモンに関する調査研究班は恒久対策として、年に 1 回、スモン患者を対象に身体状況や日常生活動作及び福祉ニーズ等を把握するための検診を、お住まいの都道府県内の医療機関等で実施します。また、研究の成果は行政機関やスモン患者へ様々な機会を通じて提供していきます。

<問い合わせ窓口>

厚生労働省健康局疾病対策課

4. 在宅で受けられるサービスについて

(1) 介護保険制度

介護保険では要介護（要支援）認定を受けた者については、適切なケアマネジメントに基づき、（介護予防）訪問介護等の介護サービスの利用をすることができます。

<申請・問い合わせ窓口>

各市町村

(2) 障害者の制度

障害者自立支援法（平成 25 年 4 月 1 日からは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法））では、障害程度区分を認定され、支給決定を受けた方については、適切なケアマネジメントに基づき、居宅介護等の利用をすることができます。

<申請・問い合わせ窓口>

各市町村

5. 要介護認定について

(1) 要介護認定は、申請者の個別性を配慮した上で各々の介護の手間を判定するものです。厚生労働省から各自治体に対して、「調査対象者の心身の状況については、個別性があることから、例えば、視力障害、聴覚障害等や疾病の特性（スモンなど）等に配慮しつつ、選択基準に基づき調査を行う」旨を通知しています。

(2) 要介護認定の申請・調査の際には、個別の状況が適切に配慮されるよう各自治体の窓口及び調査員にこの手帳を提示してください。

※ 要介護認定における「認定調査票記入の手引き」、「主治医意見書記入の手引き」及び「特定疾病にかかる診断基準」について（平成 21 年 9 月 30 日付け老老発 0930 第 2 号厚生労働省老健局老人保健課長通知）

<申請・問い合わせ窓口>

各市町村

6. 身体障害者手帳について

身体障害者手帳は、身体に永続的な障害があり、身体障害者福祉法に定められた障害がある場合に交付されます。

※ 「身体障害者障害程度等級表の解説（身体障害認定基準）について」（平成 15 年 1 月 10 日付け障発第 011001 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

<申請・問い合わせ窓口>

各市町村

7. 補装具等について

(1) 車いす、歩行器、歩行補助つえが介護保険給付から貸与される場合、標準的な既製品の中から選択することになりますが、医師や身体障害者更生相談所等により障害者の身体状況に個別に対応することが必要と判断される障害者については、これらの品目についても障害者自立支援法に基づいて補装具費として支給してもらうことができます。

※ 「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長及び障害福祉課長連名通知）

(2) 補装具費の支給対象となる補装具の種目が 2 種目以上にわたる場合は、それぞれの種目について必要と認められる補装具費が支給できる。

<問い合わせ窓口>

各市町村

(3) 介護保険法や老人福祉法等の施策の対象とはならない場合、難病対策では、難病患者等居宅生活支援事業「難病患者等日常生活用具給付事業」の中で、在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって判断等された者について、整形靴、車いすなど 18 種目を補助対象として給付して

います。

※ 「難病特別対策推進事業について」（平成 23 年 3 月 25 日付け健発 0325 第 4 号厚生労働省健康局長通知）

<問い合わせ窓口>

各市町村

8. スモンの相談窓口について

各種の行政サービス利用などの相談に関しては、各市町村、保健所、福祉事務所、各都道府県薬務主管課スモン関係担当又は厚生労働省医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室までお問い合わせください。（参考資料 3 を参照）

<問い合わせ窓口>

各市町村、保健所、福祉事務所、都道府県薬務主管課スモン関係担当者、厚生労働省医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室

[参考資料 1]

スモン総合対策

※ 国会での議論なども踏まえ、スモン対策関係 6 局長から各都道府県知事、指定都市市長に発せられたものです。

注：制度・内容が変更になっているものもありますので、疑義等ございましたら、厚生労働省医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室まで、お問い合わせください。

薬発 第 1 5 2 7 号

昭和 5 3 年 1 1 月 2 1 日

都道府県知事 殿

指定都市市長 殿

厚生省	薬務局長	公衆衛生局長
	医務局長	社会局長
	児童家庭局長	保険局長

スモン総合対策

厚生行政の推進については、従来から格段のご協力を煩わしているところであるが、今般、スモンに罹患している者に対して、下記の通り福祉、医療等に関する総合的な対策を講ずることとしたので、貴

都道府県内のスモン患者の医療等に関する実態を配慮のうえ、本対策の円滑かつ適正な実施が図られるようご努力願いたい。なお、貴管下の福祉事務所その他の関係機関、市町村等に対しても、本対策の周知徹底を図られたい。

記

1、自治体病院における診療について

スモン患者の診療については、自治体病院においても、国立病院及び国立療養所の例に準じて取り扱うよう別添昭和 53 年 8 月 2 日付医指第 38 号をもって通知したところであるが、この度、これらの医療機関への入院申し込みに関する事務処理の円滑化を図るため、別紙 1「診療連絡票」を作成し患者に配布することとし、薬務局企画課で当該連絡票を受付け後、医務局指導助成課を通じて各都道府県へ連絡することとしたので、診療施設の決定について迅速な処理がなされるよう努めること。

2、はり、きゅう及びマッサージの施術に係る療養費の取扱いについて

はり、きゅう及びマッサージの施術に係る健康保険等における療養費の取り扱いについては昭和 42 年 9 月 18 日付保発第 32 号及び昭和 46 年 4 月 1 日付保発第 28 号をもって通知したところであるが、疼痛（異常知覚を含む）を伴うスモンについては、はり、きゅうの施術に係る療養費の支給対象である神経痛の類症疾患に含まれるものであること。また、スモンに対する医療上必要と認められるマッサージについても、療養費の支給の対象として差し支えないものであること。

3、治療研究としてのはり、きゅう及びマッサージの実施について

はり、きゅう及びマッサージに関して、国民健康保険法及び被用者保険各法に基づく保険給付又は生活保護法に基づく医療扶助が行われない者を対象として、〈別紙 2〉「スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療研究事業実施要綱」により、スモンに対するはり、きゅう及びマッサージ治療に関する治療研究事業を実施することとしたこと。

4、世帯更生資金貸付の特例について

スモン患者の属する世帯であって、当該患者の治療費が難病対策等において負担されており、かつ昭和 36 年 4 月 6 日付厚生省発社第 142 号厚生事務次官通知別紙「世帯更生資金貸付制度要綱」第 3 に該当し、当該療養期間中の生活を維持するのに必要な経費の貸付を必要とする者に対し、昭和 53 年 12 月 1 日より特例貸付を行うこととしたこと。

5、補装具の交付について

補装具給付事務の運用については、昭和 48 年 6 月 16 日付社更第 102 号通知別紙「補装具給付事務取扱要領」及び昭和 49 年 8 月 7 日付児発第 509 号通知別紙「補装具給付実施要領」によって行われているところであるが、身体障害者更生相談所等の判定によって必要とされる補装具が 2 種目以上にわたる場合はそれぞれの種目について必要と認められる補装具を交付して差し支えないものであること。

6、身体障害者更生援護施設等の社会福祉施設への入・通所について

身体障害者更生援護施設、児童福祉施設、老人福祉施設等へ入・通所させて治療、訓練等を行う必

要がある者については、関係部局等と緊密な連携のもとに、迅速かつ円滑に措置できるよう管下の福祉事務所、身体障害者更生相談所、児童相談所、保健所等の関係機関及び市町村の指導に努めること。

7、身体障害児・者福祉行政若しくは老人福祉行政における配慮について

身体障害児・者福祉行政若しくは老人福祉行政における補装具交付事業、家庭奉仕員等派遣事業その他の事業の実施に当たっては、スモン患者の実態を勘案のうえ、特に迅速かつ適切な処理がなされるよう配慮すること。

8、行政内部における体制の確立

本対策の内容は広範囲にわたるものであるため、これに適切に対処し得るよう各都道府県内部に関係部局からなるスモン総合対策推進地方協議会を設置し、行政内部における連絡・協力体制を確立するとともに、同協議会に事務局をおいて対外的な窓口とすること。

9、関係機関等との協力

この対策を全体として効果的に実施するためには、保健所・福祉事務所・社会福祉協議会等の関係機関及び市町村との間における連絡、協調を要する機会が多いので、これら関係機関等と常時密接な連絡を保ち、相互の協力体制を確立すること。

10、厚生省との連絡体制

この対策の推進に当たって、具体的事業については対策の施行に関係する当省各局と密接な連絡を保つこと。

11、その他

本通知中の3および4に関する詳細については、別途通知するものであること。

[参考資料2]

医指第38号

昭和53年8月2日

厚生省医務局指導助成課長

各都道府県衛生主管部（局）長殿

自治体病院におけるスモン患者の診療について

スモン患者の診療については、今般、別添内かんの通り国立病院及び国立療養所において対処することとしたところであるが、貴職におかれても、現状を十分御賢察の上、とくに自治体病院に入院を希望するスモン患者については、現有の病床を活用してその希望に応じることのできるよう格段のご指導をお願いする。

なお、入院希望者の紹介については、さしあたり別添内かんの取扱要領に準じて厚生省薬務局企画課でとりあつかうこととしているのでご了承願いたい。

記

（取扱要領）

1. 患者団体は、患者個々から提出される国立病院及び国立療養所への入院希望をとりまとめ厚生省薬務局企画課あて送付する。
2. 厚生省薬務局企画課は、患者団体から送付された入院希望について関係医療機関に紹介する。
3. 紹介を受けた医療機関は、紹介された患者についてその結果を薬務局企画課あて報告する。

昭和53年5月18日

医務局国立病院課長 吉崎 正義

医務局国立療養所課長 北川 定謙

各国立病院長 殿

各国立療養所長殿

[参考資料3]

薬食総発 0410 第 1 号

平成 24 年 4 月 10 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

スモン手帳及びスモンの相談窓口について（依頼）

平素より薬事行政の推進について、御協力を賜り感謝申し上げます。

スモン患者対策については、「都道府県におけるスモン患者対策の推進について」（平成 23 年 7 月 28 日付け厚生労働省医薬食品局総務課長通知）等で依頼しているところですが、今般、下記のとおり、スモン手帳とスモン相談窓口についてお知らせしますので、御配慮方をお願いします。また、貴管内市町村等関係機関への周知についても併せてお願いします。

記

1. スモン手帳について

当局では、スモン患者団体との交渉を踏まえ、「スモン手帳」（以下「手帳」という。）を作成するため、現在、その作業を行っています。

手帳は、現行の医療や福祉制度に関し、スモン患者が利用できる制度の説明やその問合せ先等を記載することによって、スモン患者が必要とするサービス等を適切に利用できるようにするために、厚生労働省が作成し、スモン患者に配布するものです。

手帳の内容については、スモン患者団体と協議・調整のうえ決定することになりますが、手帳をスモン患者に配布する際には、事前に貴職宛て御連絡しますので、担当職員にその内容を十分に周知するようお願いします。

2. スモン相談窓口について

スモン患者団体から、「スモンの相談窓口」の設置について要望されていることから、手帳の中にスモン相談窓口として「各市町村、保健所、福祉事務所のほか、各都道府県薬務主管課スモン関係担当」と記載することを考えております。

スモン患者に関する施策は、難病対策のほか、介護保険や障害者対策など多岐にわたっておりますので、相談窓口宛てにスモン患者からの問合せ等があった場合には、必要に応じて、適切な関係機関（部局）を紹介する等の御協力をお願いします。

なお、相談窓口及び関係機関（部局）において、対応が困難な事例等がある場合には、当局総務課医薬品副作用被害対策室を紹介いただくようお願いします。

本通知に関する問い合わせ先；
厚生労働省医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室
03-3595-2400（直通）

[参考資料4]

スモン患者が利用できる主な福祉施策

(1) 障害者自立支援法による障害福祉サービス等

種 類	内 容
補装具の購入・修理	<p>障害者の失われた身体機能を補完するため、補装具の購入費と修理費の支給を行う</p> <p>(肢体不自由) 義肢、装具、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置</p> <p>(視覚障害) 盲人安全つえ、義眼、眼鏡</p> <p>(聴覚障害) 補聴器</p>
日常生活用具の給付・貸与	<p>重度障害者の日常生活がより円滑に行われるための用具の給付と貸与を行う</p> <p>(下肢・体幹障害) 便器、入浴補助用具、特殊マット、入浴担架、特殊寝台、特殊尿器</p> <p>(上肢機能障害) 特殊便器</p> <p>(視覚障害) 視覚障害者用ポータブルレコーダー、盲人用時計、盲人用体温計、点字器、電磁調理器、点字タイプライター、</p> <p>(聴覚障害) 福祉電話、ファックス、聴覚障害者用情報受信装置</p> <p>(喉頭摘出) 人工喉頭</p> <p>(排尿機能障害等) ストーマ用具</p>

	<p>(火災発生の感知・避難が困難) 火災警報器、自動消火器</p> <p>※日常生活用具の種目や内容等は、市町村の判断により決定されるものであり、あくまで参考例であることにご注意ください。</p>
居宅介護 (ホームヘルプ)	<p>障害程度区分を認定され、居宅介護の支給決定を受けた方に対し、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。</p>
生活介護	<p>障害程度区分を認定され、生活介護の支給決定を受けた方に対し、主として昼間に、障害者支援施設等の施設において、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行う。</p>
短期入所 (ショートステイ)	<p>障害程度区分を認定され、短期入所の支給決定を受けた方に対し、自宅で介護する人が病気の場合などに、一時的に施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う。</p>

(2) 介護保険法による在宅サービス

種 類	内 容
家庭を訪問するサービス	<p>ホームヘルパーの訪問 [訪問介護]</p> <p>看護師などの訪問 [訪問看護]</p> <p>リハビリの専門職の訪問 [訪問リハビリテーション]</p> <p>入浴チームの訪問 [訪問入浴介護]</p> <p>医師、歯科医師、薬剤師、栄養士、歯科衛生士による指導 [居宅療養管理指導]</p>
日帰りで通うサービス	<p>日帰り介護施設 (デイサービスセンター) などへの通所 [通所介護 (機能訓練、食事や入浴など)]</p> <p>老人保健施設などへの通所 [通所リハビリテーション (デイケア)]</p>
施設への短期入所サービス	<p>特別養護老人ホームや老人保健施設などへの短期入所 [短期入所生活介護・短期入所療養介護 (ショートステイ)]</p>
福祉用具の貸与・購入や住宅の改修	<p>福祉用具 (車いす、特殊寝台など) の貸与</p> <p>福祉用具 (腰かけ便座、入浴用いすなど) の購入費の支給</p> <p>住宅改修費 (手すりの取り付けや段差の解消など) の支給</p>
その他	<p>認知症老人のグループホーム [認知症対応型共同生活介護] 有料老人ホームなどでの介護 [特定施設入所者生活介護]</p>

(注) 訪問看護については、医療保険からの給付の対象となるので、介護保険からは給付されない。

(3) その他の主要な身体障害者福祉サービス

関係府省名	分野	内容	問い合わせ先
内閣府	総合調整	障害者対策推進本部の事務等	—
総務省	税の減免（地方税）	住民税	市町村
		事業税	都道府県
		自動車税・自動車取得税	都道府県
		軽自動車税	市町村
	料金減免	NHKテレビ受信料	NHK放送局
		点字郵便物等	郵便事業（株）
携帯電話料金		携帯電話各社	
財務省	税の減免（国税）	所得税 所得控除	税務署
		消費税 身体障害者用物品	
		相続税	
		贈与税 特別障害者扶養信託契約に基づく財産の信託	
国土 交通省	優先入居	身体障害者向け公営住宅	都道府県、市町村
		都市機構賃貸住宅	都市再生機構
	料金減免	JR・私鉄・バス等の運賃	各事業者
		有料道路通行料	市町村

発行 厚生労働省

☆この手帳の内容に関するお問い合わせ先☆

厚生労働省医薬食品局総務課医薬品副作用被害対策室

住所：千代田区霞が関1-2-2

電話：03-3595-2400（直通）

(資料Ⅱ)

薬食総発 0728 第 1 号
平成 23 年 7 月 28 日

都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局総務課長

都道府県におけるスモン患者対策の推進について（依頼）

平素より厚生労働行政の推進について御協力を賜り感謝申し上げます。

スモン患者対策につきましては、特定疾患治療研究事業による医療費助成や難病特別対策推進事業のほか、介護保険の給付や障害者対策等、多岐にわたる施策を行っていただいているところですが、スモン患者の高齢化に伴い、医療のほか福祉や介護など多様なサービス・支援の必要性が増加している一方、これらのサービスを適切に利用できていない事例もあるという指摘があります。

このため、本年 1 月、一部都道府県におけるスモン患者対策取組状況について調査を行い、その中でモデル的な事例を別添のとおりとりまとめ、本年 3 月 8 日の平成 22 年度薬務関係主管課長会議において配布するとともに、これらの事例を踏まえ、各都道府県の実情に応じ、関係部署、関係機関と協力の上、スモン患者一人ひとりを支えていくことのできる対策を推進していただくようお願いしたところです。

本年 1 2 月頃、改めて全都道府県に対し、スモン患者対策に係る取組状況について調査を実施することを予定していますので、各都道府県におかれては、引き続き、スモン患者対策の推進に配慮いただくようお願い申し上げます。

別添（略）

(資料Ⅲ)

スモン患者対策の取組状況について（調査結果）

平成23年12月6日付け事務連絡「スモン患者対策の取組状況について」（調査依頼）で、各都道府県薬務主管課スモン患者対策関係担当者宛にお願いしました調査について、別紙のとおり結果をまとめましたので、情報提供いたします。

本調査結果を参考にいただき、今後とも各都道府県の実状に応じて、関係部署や関係機関とよく連携のうえ、スモン患者対策の推進にご配慮いただきますようお願いいたします。

【別紙】

【調査結果】

質問) 1 スモン患者に対して、平成23年度から新たに実施した対応（対策）はあるか。「ある」場合は、どのような対応（対策）をされたか。
また今後行う予定のものがあるか。

○主な回答：

- ・ 薬局、薬店等の従事者を対象にした研修会や医療機関の従事者を対象にした講習会で、スモン患者対策について解説し、周知を図った
- ・ スモン調査研究班が実施するスモン現状調査等について、患者宅への訪問に同行したり、検診時に面談を実施するなどの協力を行った
- ・ スモン検診時にスモン研究班以外の精神科医にも参加してもらい、メンタルヘルスを実施した
- ・ 特定疾患治療研究事業の医療受給者証の更新申請について、患者の利便性の向上を図るため、県から直接対象者に送付するとともに、郵送等での受付も可能にした

など

質問) 2 スモン患者の現状の把握
(1) 個々のスモン患者について、生活状況や健康状態等を把握しているか。
(2) 個々のスモン患者について、保健・医療や福祉サービスの利用状況を把握しているか。
また「把握している」場合は、どのような方法で、どの程度把握しているか。

○主な回答：

- ・ スモン検診時の調査票・アンケートの結果や訪問による検診への保健師の同行等により、生活状況・健康状態等を把握している
- ・ 県独自の事業としてスモン患者全員に戸別訪問等を行い、生活状況・健康状態等を把握している
- ・ ケアマネジャーが介護保険サービス利用を支援している
- ・ 特定疾患治療研究事業の医療受給者証更新申請の際、生活状況等に関するアンケートを実施し

ている。また、その回答結果を各保健所に送付し、必要な場合は保健師が患者の支援を実施している

- ・ 患者会との意見交換時に状況を把握している
- ・ 保健師が家庭訪問・面接など聞き取り調査を行うことにより、状況を確認している

など

質問) 3 スモン研究班による検診事業について

(1) 県と研究班との協力(連携)体制はあるか。

「協力体制(連携)がある」場合、具体的にどのようなことを行っているか。

○主な回答:

- ・ スモン検診の際、保健師等を派遣し、問診や相談対応等の協力を実施している
- ・ 検診場所を提供している
- ・ 検診に関する患者への連絡をしている
- ・ 訪問検診のための手配・随行を行なっている
- ・ 研究班との連絡(打合せ)会議へ参加している

など

質問) 3 スモン研究班による検診事業について

(2) 研究班からスモン検診の受診者へのフォローが行われているか把握しているか。また都道府県において、受診者に対し、何か対応を取っているか。

○主な回答:

- ・ 検診結果について、スモン患者1人1人に医師から説明をし、文書を交付している。またフォローが必要な場合は、保健師が訪問し、必要なサービスを支援している
- ・ スモン検診の際に、保健所保健師が制度紹介や療養生活支援を実施している
- ・ 検診結果を県が集約し、保健所を経由して患者に配布している。また患者本人の同意を得て、主治医にも検診結果を情報提供しているなど

質問) 4 スモン患者との意見交換を行っているか。

○何らかの形でスモン患者との意見交換等を実施している 16都道府県

○主な回答:

- ・ スモンを含む難病関係団体との意見交換を行なっている
- ・ スモン患者団体との意見交換を行なっている
- ・ スモン検診後に検診を行った患者等と打合せを行なっている

など

6. HIV訴訟の和解等

(1) HIV訴訟の和解内容

- ① 一時金 1人 4,500万円 (製薬会社6割、国4割負担)
- ② 発症者健康管理手当 月額 15万円 (製薬会社6割、国4割負担)

(2) 血液製剤によるHIV感染者の調査研究事業

血液製剤によるHIV感染者等であってエイズ発症前の者に対し、「健康管理費用」を支給し、健康状況を報告していただき、HIV感染者の発症予防に役立てる事業

CD4の値が200を越える者 月額 35,600円(平成25年度予定単価)

CD4の値が200以下の者 月額 51,600円(")

(CD4:免疫機能の状態を示すT4リンパ球の1 μ l当たりの数)

(3) 血液製剤によるエイズ患者等のための健康管理支援事業

血液製剤によるHIV感染者でありエイズを発症している者であって裁判上の和解が成立した者について、「発症者健康管理手当」を支給し、発症に伴う健康管理に必要な費用の負担を軽減し、これらの者の福祉の向上を図る事業

発症者健康管理手当 月額150,000円

*「健康管理費用」及び「発症者健康管理手当」の支給に関する照会先
独立行政法人医薬品医療機器総合機構 健康被害救済部 受託事業課

住所 東京都千代田区霞が関3-3-2

TEL 03-3506-9414

(4) エイズ患者遺族等相談事業

血液製剤によるHIV感染被害者の遺族等が、東京、大阪を中心として、同じ境遇にある別の遺族等に対し電話相談や面談、訪問相談、全国各地での遺族相談会等を実施し、遺族等の精神的苦痛の緩和を図るための事業

*「エイズ患者遺族等の相談事業」に関する照会先

東京:(社福)はばたき福祉事業団

〒162-0814 東京都新宿区新小川町9-20 新小川町ビル5階

TEL 03-5228-1200

大阪:ネットワーク医療と人権

〒530-0047 大阪府大阪市北区西天満6-2-14

マッセ梅田ビル2号館805号室

TEL 06-6364-8098

7. クロイツフェルト・ヤコブ病訴訟の和解等

(1) クロイツフェルト・ヤコブ病訴訟の和解内容

① 和解金：定額部分：3,650万円

年齢加算：0～3,600万円までの9段階

弁護士費用：追加提訴につき180万円

負担割合：昭和62年5月以前に手術を受けた患者：企業全額

昭和62年6月以後に手術を受けた患者：企業2/3、国1/3

(2) 生存者療養手当：療養期間が2年を越える期間1月につき20万円

② 負担割合：企業全額

(3) その他：国は手術時期にかかわらず一律350万円

③ 負担割合：国全額

(4) このほか、患者・家族の負担を軽減する観点から、

・医療費の自己負担を全額公費負担

・訪問介護員の派遣

等の支援を行っているところであり、引き続き、現行の医療、介護、福祉の枠組みの中で最善の対応を図ることとしている。

2. 「ヤコブ病サポートネットワーク（通称；ヤコブネット）」

ヤコブネットは、クロイツフェルト・ヤコブ病患者やその家族等のための相談事業を中心に幅広いサポートを行う事業

* ヤコブネットの照会先

本部：〒508-0041 岐阜県中津川市本町4-2-28

TEL 0573-62-4970

東日本支部：TEL 03-6380-1644

中部支部：TEL 0573-62-4970

西日本支部：TEL 0748-72-1478

8. 薬害を学ぶための教材について

1. 経緯

- ◎ 薬害肝炎検証・検討委員会の最終提言(平成22年4月28日)において、「薬害事件や健康被害の防止のためには、(中略)初等中等教育において薬害を学ぶことで、医薬品との関わり方を教育する方策を検討する必要がある」などと指摘。
- ◎ これを受け、有識者からなる「薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会」(座長:衛藤隆恩賜財団母子愛育会日本子ども家庭総合研究所所長)を、平成22年7月から開催。中学3年生を対象とした薬害を学ぶための教材を作成し、平成23年度から、毎年、全国の中学校に配布。

2. 教材の概要

【コンセプト】

- ◎ 中学生が薬害を知り、被害にあった方々の声を聞くことにより、薬害が起こらない社会の仕組みを考えることができるよう、きっかけを提供する観点から作成。
- ◎ ①被害の歴史、②被害者の声、③具体事例、④医薬品を取り巻く社会の仕組み、などから構成。

【教材の活用】

- ◎ 公民を学習する中学3年生を対象。
- ◎ 医薬品の適正使用等については、別途、保健で学習。
→ 理解が浅くならないよう、医薬品そのものに関する教育などと十分に連携することが重要。
- ◎ 限られた時間の中で効果的に学ぶことができるよう、自ら調べながら学ぶことができるよう配慮。
- ◎ 薬剤師会や被害者団体との協力など、より効果的な授業となるよう配慮いただくことも重要。

3. 教材の厚生労働省HP掲載

(教材表紙 A4 8ページ→)

- ◎ 教材は、厚生労働省HPに掲載している(下記アドレス参照)。
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/iyakuhin/yakugai/index.html>

